

奈良マラソン2018



nara
marathon

EXPO出展のご案内

奈良マラソン実行委員会

はじめに

昨年12月に開催しました「奈良マラソン2017」は、県内外の企業・団体の皆様の多大なるご支援とご協力のもと、成功裏に幕を閉じることができました。

平城遷都1300年（2010年）を記念し、大阪・神戸・京都など、関西主要都市マラソン大会のさきがけとして始まった本大会は、奈良県が誇る世界遺産を借景とするマラソンレースとして、多くの市民ランナーたちから絶大な支持をいただいています。

コースでは、地元住民の盛大な応援や楽器演奏が繰り広げられ、メイン会場では、地元名物、特産品、食といった“奈良の魅力”をふんだんに盛り込んだEXPOを開催しました。全国から集まったランナーの皆様には、最高の思い出とお土産を持ち帰っていただけたものと自負しています。

本年第9回目となります「奈良マラソン2018」が“おもてなし”的気持ちのこもった、さらに充実した大会となるよう、現在、事務局スタッフ一同、準備を進めているところです。

つきましては、第9回大会の開催にあたりEXPOへのご出展を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

目次

あいさつ・目次	1ページ
奈良マラソン2018について	2ページ
奈良マラソン2018EXPOについて	2~4ページ
奈良マラソンEXPO出展規約	5~6ページ

奈良マラソン2018EXPO

奈良マラソン2018開催概要

■主催 奈良マラソン実行委員会

■共催 奈良県、奈良市、天理市、奈良新聞社

■主管 (一財)奈良陸上競技協会

■後援 奈良県教育委員会、(公財)奈良県体育協会、奈良県スポーツ推進委員協議会

■支援 奈良市消防局、奈良県広域消防組合、日本赤十字社奈良県支部

■開催日時

平成30年12月 8日(土) 14:15 3kmジョギング

9日(日) 9:00 マラソン (42.195km)

9:30 10km

■コース ▼マラソン ならでんフィールドスタート&フィニッシュ～天理市内折り返しコース
(日本陸上競技連盟公認・AIMS公認・マラソングランドチャンピオンシップ
ワイルドカード対象競技会)
▼10km ならでんフィールドスタート&フィニッシュ～奈良市内折り返しコース
▼3kmジョギング 奈良電力鴻ノ池パーク内特設コース

奈良マラソン2018EXPO開催概要

■会場 ならでんフィールド前特設会場

■開催日時 12月 8日(土) 10:00～20:00(予定)

12月 9日(日) 7:00～15:30(予定)

※設営・準備は12月7日(金)となります。

■来場者見込 2日間で約100,000人

※2016年実績 91,000人(12月10日・11日)

※2017年実績 103,000人(12月 9日・10日)

奈良マラソン2018EXPO 出展ジャンル

(1)食べる

ランナー、一般来場者の方への飲食物の販売

(2)楽しむ

作品・物品・パネルの展示、サンプリング、体験

(3)買う

お土産品やランニング関連グッズ、限定商品等
の販売



奈良電力鴻ノ池パーク

奈良マラソン2018EXPO

出展要項

【出展小間料金】

1小間につき 103,000円(税込)

※別途、環境美化協力金として一律2,100円(税込)
が必要となります。

奈良PR割!

奈良の特産食材や郷土料理、伝統工芸品や地場産品など、会場で奈良の良さ、魅力をPRする物販や飲食物販売、などを行う出展について、1出展者につき10,000円を割引いたします。

詳しくは専用申請用紙をご覧ください。

※割引の適用には審査があります。

【小間のスペース】※1小間につき

2間×2間(間口3.6m×奥行き3.6m)

【出展料金に含まれるもの(付帯設備)】

- ・テント(三方幕・夜間用一方幕付)
- ・テーブル(600mm×1800mm) 2本
- ・パイプイス 4脚
- ・蛍光灯(40w) 1灯
- ・出展者名板(200mm×900mm) 1枚

※食ブースに限り1出展者につき申し込み 最大数は2小間とさせていただきます。

※上記以外の備品につきましては各出展者にてご用意下さい。

(有料のレンタル備品もありますので、ご相談下さい)。

※水道使用(給水及び排水)につきましては追加料金を請求させて頂きます。

※レンタル備品・水道使用等のオプションメニュー料金表につきましては10月開催予定の出展者説明会にて配布いたします。

※電気のコンセントをご利用になる場合は、電気使用料として100v電源で

合計2000wまでは500wごとに5,400円(税込)、それ以上につきまして同1Kwごとに9,720円を
ご請求させて頂きます。通電は各日開始1時間前から終了1時間後までと致します。

※駐車に関しましては、設備の都合上、ご出展1小間につき乗用車1台といたします。

※ゴミ分別処理・給水・排水等に関しましては奈良マラソンEXPO事務局の指示に従っていただきます。

出展に際しての注意点

- ・お申し込み後、事務局にて出展内容を勘案の上、出展を決定させていただきます。
- ・協賛者と競合、重複する販売品目にて出展申込をされる際、
またお申し込みが多数の場合等も出展をお断りさせていただく場合がありますので、
あらかじめご了承ください。出展申込書の出展品目にご記入以外の商品を販売した場合には出展を
取り消す場合がございます。
- ・小間位置は出展のメニューや出展内容等を考慮し、主催者が決定いたします。
小間位置の要望や希望はお受けできませんのでご了承ください。
- ・酒類の販売は可能ですが、販売の際は未成年及び運転者でないことを確認し販売してください。
- ・保健所等の指導により出展品目を一部変更していただく可能性もございますのでご了承ください。
- ・詳しい出展方法、取り決めについては10月開催予定の出展者説明会で「出展マニュアル」を
配布しますのでそれに従ってください。
- ・事務局が行うアンケートには必ずお答えいただけるものといたします。
- ・このほか出展規約(5~6ページ)を遵守してください。

奈良マラソン2018EXPO

【申込方法】

出展申込書に必要事項をご記入の上、暴力団排除に係る誓約書とともに

「奈良マラソンEXPO事務局」にご提出ください。

(郵送可。あらかじめ奈良マラソンEXPO事務局にご連絡ください)

※お申し込み後、事務局にて出展内容を勘案の上、出展を決定し、出展確定書兼請求書を発行いたします。

協賛者と競合、重複する販売品目にて出展申込をされる際、お申し込みが多数の場合等も出展をお断りさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

【申込締切】

平成30年8月31日（金）必着

※小間が売り切れた際、締切前でも出展をお断りすることがありますので、お早めにお申し込み下さい。

【出展料のお支払い】

出展料は奈良マラソンEXPO事務局からの請求書により指定銀行口座にお振込み下さい。手形によるお支払いはお断り致します。

また振込手数料は出展者のご負担となります。

期日までにお支払いいただけない場合は出展を取り消す場合がございます。

【出展の変更又は取り消しについて】

すでに申し込まれた小間に対する変更又は取り消しについては、理由を明記した文書を提出し、奈良マラソンEXPO事務局の承認を得てください。

出展確定後の変更、取り消しにつきましては以下の取り消し料を申し受けます。

(1) 平成30年9月3日(月)～9月28日(金)17:30まで、小間料金の50%

(2) 平成30年9月28日(金)17:30を過ぎた後、小間料金の100%

※出展者が上記相当金額を取り消しの時点で支払っていないときは、ただちにこれを支払うものとします。

【出展スケジュール】

出展申し込み
締め切り
8月31日(金)
必 着

全出展者確定
出展料請求
9月中旬～
下旬(予定)

出展者説明会
10月開催
(予定)

必要書類提出
(オプション品・申請書等)
11月上旬
(予定)

オプション料金
支払い
11月下旬(予定)

各種許可証
送付
12月上旬(予定)

12月7日(金) 設営・準備
12月8日(土)・9日(日)
奈良マラソン2018EXPO開催

■問い合わせ・お申し込み先■

〒630-8686

奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社企画部内 奈良マラソンEXPO事務局 宛
担当:島本・泉

TEL:0742-32-2112 Mail:planning@nara-np.co.jp

(受付時間:10時～17時30分／土・日・祝日を除く)

奈良マラソン2018EXPO出展規約

1. 出展申し込みと契約の成立

出展希望者は、本規約を含むEXPO出展のご案内の記載内容を遵守することを承諾した上で、申込書に必要事項を記入し、提出してください。合わせて暴力団排除に係る誓約書もご提出ください。奈良マラソンEXPO事務局(以下、事務局とする)はこれを審査の上、奈良マラソン2018EXPO(以下、展示会とする)の趣旨に適合するものと考えられる出展を行い、他に支障のない出展希望者に対してのみ、「出展申込書」を受理し、「出展確定書兼請求書」を発行いたします。出展者と事務局との出展契約は、この「出展確定書兼請求書」を発送した時点をもって成立するものとします。本規約を含む「EXPO出展のご案内」の記載事項以外にも、出展にあたっては出展者説明会で配布する「出展マニュアル」及び事務局の指示にしたがってください。

2. 出展料の支払い

出展者は「出展確定書兼請求書」に記載の指定日までに、出展料の支払いを完了してください。指定された期日までに出展料の入金が確認されない場合は、出展契約を取り消すことがあります。出展者は、事務局に支払うべき付帯費用(追加電気代等)があるときは、指定された期日までに支払いを完了してください。

3. 出展の変更・取り消し

出展の取り消しや、出展申し込みに際して申し込んだ出展スペース(以下、「小間」といいます)の変更については、すべて文書にその理由を明記し、事務局に提出してください。出展確定後の取り消し・変更については、書面の事務局への到達日が、以下の期間に当たる場合、取り消し料を申し受けます。

(1) 平成30年9月3日(月)～9月28日(金)17:30まで、小間料金の50%

(2) 平成30年9月28日(金)17:30を過ぎた後、小間料金の10%

出展者が、上記相当金額を取り消しの時点で支払っていないときは、ただちにこれを支払うものとします。

出展者が、変更及び取り消し時点で支払い済の金額が上記区分による金額を超えている場合、事務局は超過分を返金させていただきます。

4. 小間の転貸などの禁止

出展者は、契約した小間を事務局の書面による承諾なしに、小間の全部又は一部を転貸、売買、交換又は譲渡することはできません。

5. 小間位置の決定

小間位置の決定方法は、小間数、出展内容等を考慮の上、事務局の一任とさせていただきます。出展者は、事務局が割り当てた小間位置に対して異議を申し出ることはできません。

6. 小間の使用方法

(1) 小間の装飾や物品の配置は、割り当てられた範囲の中で行い、事務局の指示があれば、それに従ってください(出展申込書裏面の注意事項もご確認ください)。

(2) 宣伝・営業活動は原則として小間の中で行ってください。小間以外のスペースでの宣伝活動や、通路上に施設や表示などを設けることはできません。

(3) 出展者は他の小間に隣接している場所では、隣接する小間を妨害しないように自団体の小間を使用することに同意するものとします。隣接の小間から苦情が出て、事務局が変更が必要であると認めた場合、出展者はその判断に従い、装飾を変更していただきます。

(4) 事務局は、安全上、または周囲に迷惑がかかるなど、問題があると思われる出展等を制限し、事務局の考える展示会の目的に適合しない出展等を禁止又は撤去する権限を有します。この権限は、人・物・行為・印刷物ほか事務局が考える事態すべてに及ぶものとします。

(5) 事務局の指示する制限、撤去等に伴う費用はすべて出展者の負担となります。また、その際これらの変更・制限によって生ずる一切の損失・損害に関して、事務局は何らの責任を負いません。

(6) 出展者は、展示期間中、必ず小間内に常駐し、来場者への対応、出展物の管理にあたってください。

7. 出展品目・条件

(1) 出展品目は出展申込書に記載した品目に限定します。また事務局が出展品目に不適合なものがあると判断した場合には出展できません。

(2) 事務局は、(1)の規定に違反する出展がなされていると認めた場合には、当該出展品の撤去を求めるることができます。なお、出展者が事務局の指示に応じない場合は、出展契約を解除することがあります。

8. 出展物の管理と免責

事務局は、出展物等の管理・保全について夜間警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、出展物の管理責任は出展者にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失または損害について事務局はその責任を負いません。

出展者は出展物等に対し、その輸送及び展示期間中を通じて保護のための適切な処置を講じてください。

9. 保証条項

出展者は事務局に対し、展示会の出展物又はこれに関連する印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

10. 出展物等の設置および撤去

(1) 出展物等の会場への搬入と設置は、後日事務局から出展マニュアルにより通知される時間内に行ってください。小間内の出展物等の設置は、12月8日の午前8時までに完了してください。出展者が午前8時までに自団体の小間を占有しなければ、事務局は契約が解除されたものとみなし、当該場所を事務局が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際、事務局は、出展料の返金はいたしません。

(2) 会期中の出展物の搬入、移動、搬出の際は、出展者は、必ず事務局の承認を得た後にその作業を行ってください。

(3) 出展物の輸送・搬入・展示・販売・撤去など、出展者の行為に属する費用はすべて出展者の負担となります。

(4) 小間内の出展物及び装飾物等(廃棄物・ゴミ含む)は、事務局の指定する場所、方法において分別・保管・持ち帰り等を行い、会期終了後の指定された日時までに撤去し、出展者による設営前の状態に現状回復を行ってください。床の汚れ等、回復が十分でない場合や、期間内に撤去・回復が完了しないために主催者がこれを代行したときは、撤去・回復に要した費用は出展者の負担となります。

奈良マラソン2018EXPO出展規約

11. 会期中の車両制限

会場周辺は、駐車場が少なく渋滞が予想されます。会期中の車両の乗り入れは、事務局が指定する台数、場所、時間、方法に限ります。

12. 写真撮影および模写等

事務局及び当該出展者の許可なく、出展品目及び展示物等の撮影・模写・測定はできません。

13. 掲載権と肖像権

奈良マラソン2018ならびに展示会の映像、写真、記事、出展者名等の新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネット、パンフレット、その他印刷物等への掲載権と肖像権は奈良マラソン実行委員会に属します。

14. アンケート

事務局が配布するアンケート用紙に回答し、大会後に指定の期日までに必ず提出してください。

15. 工事区分

(1) 電気設備

1小間に付き、蛍光灯(1灯)の電気工事は、事務局側にて行います。それ以外で電気を使用する場合や電気容量を追加する場合も事務局手配の工事となり、工事費・電気使用料等は、出展者の負担となります。消費電力は申し込んだ電力を絶対に超えないようにしてください。

(2) 給排水設備

給排水設備の設置は致しますが、仮設の設備で使用限度が限られているため、使用できるのは事前に使用料を支払い、事務局が発行する許可証を携帯している出展者に限ります。

16. 火気使用について

ガス等火気器具を使用する場合は、(器具を出展者が用意する場合であっても)事務局が指定する所定の申請書にその旨を必ず明記してください。必ず消火器を備える、防火設備を使用する、熱源の近くに可燃物を置かないなど、火災事故とならないよう厳重に防火・安全対策を行ってください。

17. 食品の取り扱いについて

試飲・試食・飲料・食料品の販売については、保健所への届出・許可が必要です。出展者から提出を受けた食品・飲料の一覧をもとに、事務局が奈良市保健所に届出を出します。出展者は十分な食品衛生管理に責任を持つものとします。食中毒の予防や関係諸法令を厳守したうえで、十分な食の安全に努めてください。

18. 酒類の取り扱いについて

酒類の試飲・販売については、酒販免許及び届出が必要です。奈良税務署への届出は出展者が行ってください。

19. 契約の解除

(1) 事務局は「出展確定書兼請求書」を発送した後でも出展者に次の各号のいずれかにあたる行為がある場合には出展契約を解除することができます。

ア) 指定された期日までに出展料の支払いがなされない場合。

イ) 本規約を含むEXPO出展のご案内の記載事項の一つにでも違反した場合、また「出展マニュアル」及び事務局の指示に従わない場合。

ウ) 出展者の出展品目が規約9項の保証条項に違反するものであることを認定する司法機関の判断及び関係省庁の指導がなされた場合。

エ) その他、展示会の正常かつ円滑な運営に重大な支障が生ずるおそれがあると認められる場合。

(2) 事務局から前項の解除通知がなされた場合、出展者は以下の事項を異議なく承認するものとします。

ア) 展示会開催期間中の場合、主催者の指示に従い、ただちに自己の費用で出展物等を撤去して、小間を原状に復すること。

イ) 事務局に対しては、解除について一切の損害賠償等を請求できないこと。

ウ) 解除の原因となる義務違反行為により事務局に損害が生じた場合、その損害を賠償すること。

エ) 出展者が解除に応じなかったことに起因して事務局が第三者から損害賠償等を請求された場合、これに基づく一切の訴訟費用、損害賠償等を補償すること。

(3) 事務局は、本項(1)の解除の前後を問わず、同項各号に該当する行為がある場合には、事務局の発行する印刷物、会場内掲示物等について出展者の該当記事を削除する等の措置をとることができます。

20. 損害賠償

(1) 出展者は、出展者に所属する人員自身の不注意その他によって生じた会場設備又は展示会の建造物等の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。

(2) 出展者は事務局に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務(弁護士報酬を含む)、必要経費及び損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。

ア) 出展者の出展等に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、事務局に対して訴訟が提起された場合(出展者とともに被告とされた場合を含む)。

イ) 前述ア)の訴訟において、事務局が判決、又は裁判上若しくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合(和解について、事務局は出展者の意思に拘束されないものとします)。

21. 展示会の開催中止

事務局は、地震・火災等の天変地異、その他やむを得ない事情により、展示会開催を延期、中止又は開催時間の短縮をすることがあります。開催の1週間前までに中止を決定した場合は、出展料および追加備品料から必要経費を差し引いた残金を返却させていただきます。なおこれ以外に出展に向けて事務局側で発生した経費については補償いたしません。また開催前1週間以内及び会期中の中止の場合は、出展料及び追加備品料は返金いたしません。

22. 規約の遵守

出展者は本規約を含む「EXPO出展のご案内」と、別途配布する「出展マニュアル」等、事務局が定める一連の規定を遵守し、また事務局の指示にしたがうことに同意するものとします。

23. 準拠法

本契約の準拠法は、日本法とします。出展者は関連する全ての法律を遵守してください。

24. 規約の変更

事務局は、必要とみとめた場合には、本規約の一部を変更することができます。

25. 合意管轄裁判所

出展に関する紛争の管轄裁判所は、奈良地方裁判所とします。